

令和6年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年2月8日 開会

令和6年2月8日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和6年第2回教育委員会定例会

令和6年2月8日(木)
午後3時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第4号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和6年2月分)について
 - 報告第5号 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
 - 報告第6号 令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について
 - 報告第7号 新十津川町総合健康福祉センター個別施設計画の策定について
 - 報告第8号 令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員(5名)

久保田 純 史
松 倉 寿 人
近 藤 陽 介
高 桑 祥 代
山 田 裕 之

○ 欠席委員(0名)

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和6年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、山田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎加藤主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、1月25日から本日2月8日までです。1月28日、農村環境改善センターみらいえ前広場において雪まつりが開催され、社会教育団体である女性連絡協議会からは伝説の豚汁、シニアリーダー会アザレアからはお汁粉を出店し、5,800人が来場した雪まつりを大いに盛り上げました。2月5日、町文化スポーツ少年団の代表及び中学校長、スポーツ協会、音楽協会、スポーツ推進委員の皆様にお集まりいただき、文化スポーツ少年団本部会議を開催いたしました。内容としては、部活動の地域移行、文化スポーツ活動大会参加費助成規則の内容について様々なご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見や文化スポーツ少年団にご依頼したアンケート結果をもとに、児童生徒の保護者に対するアンケートの作成依頼を行う予定としております。各種大会における成績報告については、皆様のお手元に各種大会の結果及びこれから出場予定の全国大会等の一覧をお配りしておりますのでお目通しください。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。日程第4、報告事項を議題といたしま

す。報告第4号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年2月分）について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校321人、中学校161人、合わせて482人の在籍でございます。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第4号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第4号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和6年2月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第5号令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。内容は別紙のとおりといたしまして、6ページに報告第5号別紙を載せてございます。そちらをご覧ください。1調査の目的は、（1）国が全国的な子どもの体力、運動能力や運動習慣、生活習慣等を把握、分析することにより、子どもの体力、運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。（2）教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子どもの体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育、保健体育の授業等の充実、改善に役立てることとしております。2調査の対象とする児童生徒は、小学校第5学年、中学校第2学年でございます。3調査実施日は、令和5年4月から7月末までの期間に実施しているものでございます。4の調査結果の表は、種目ごとの全国、全道との数値の比較で、下段にあります比較欄の◎は平均を上回ったもの、男女別に表したものでございます。この内容につきまして、7ページに小学5年生の状況、そして8ページに中学2年生の状況についてグラフなどで載せてございます。まず小学5年生の分析につきまして、7ページの下段に載せてございますので、その分析につきまして読み上げ、説明をいたします。まず実技の分析につきましては、男子は8項目中、握力、上体起こし、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げの6項目で全国平均を上回っています。女子は8項目中、握力、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げの5項目で全国平均を上回っています。体力合計点では、男子は、近年でも平成29年度に次ぐ高得点であり、全国、

全道平均を大きく上回っています。女子は、令和4年度から大幅に改善をし、全国、全道平均とほぼ同等となっております。体力合計点総合評価では、男子はA、B評価、上位が60%を占めています。女子はA、B評価、上位層とC評価、中位層とD、E評価、下位層がほぼ同じ割合となっております。児童質問紙の分析としましては、運動が好き、やや好きと回答した割合は、男子が100%となっているが、女子は84.6%となっており、全国、全道平均を数%程度ではありますが下回っております。1週間の総運動時間平均が、男子、女子ともに全国、全道平均を上回っています。また、男子、女子ともに100時間以上上回っています。平日に3時間以上テレビ等を見る割合につきましては、男子では35.2%となっており、全国全道平均と比べて大きく下回っています。女子では45.8%となっており、全国平均と比べ高いですが、全道平均と同等の割合となっております。次に、中学2年生につきましては、8ページをご覧ください。8ページ下段の分析につきまして、読み上げ、説明をさせていただきます。まず実技の分析につきましては、男子は8項目中、握力、ハンドボール投げの2項目で全国平均を上回っています。ほかの項目も全国、全道平均を大きく下回っている項目はなく、全国、全道平均と同程度の水準となっております。女子は8項目中、握力の1項目のみ全国平均を上回っています。全道平均は、握力含め5項目で上回っており、すべての項目で全国、全道平均と同程度の水準となっております。体力合計点では、男子は、令和4年度と比べて全国、全道平均をわずかに下回る水準にまで大きく回復しました。女子も令和4年度と比べ改善傾向にあるものの、全道平均とほぼ同等であり、全国平均を下回っています。体力合計点総合評価では、男子はA評価、最上位が0%となっております。女子はE評価、最下位、下位が0%となっておりますが、A評価、最上位が少なく、D評価、下位が多くなっております。次に、生徒質問紙の分析につきましては、運動が好き、やや好きな割合は、男子は全国、全道を5%程度上回っています。しかし、女子は全国、全道平均を30%程度下回っていて47.6%となっております。1週間の総運動時間平均では、男子は全国、全道平均を大きく上回っています。女子は全国平均を大きく上回っており、全道平均とほぼ同等となっております。平日に3時間以上テレビ等を見る割合は、男子、女子ともに50%台後半となっており、全国平均と比べて10%程度高くなっていますが、全道平均とほぼ同等の割合となっております。この今ほど説明をしました市町村ごとの結果につきましては、今年1月中旬に市町村ごとの結果が届いております。学校では、この調査結果を踏まえまして、体力、運動能力向上の目標設定、また、授業等の工夫、改善に役立てることとしております。その辺の内容につきましては、後ほど報告をいただくこととしてございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

それでは、報告第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第5号令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第6号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書9ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童数、11世帯12人。こちらは、令和6年度に小学1年生になる人が対象でございます。2認定状況でございますが、(1)認定世帯数及び児童数、準要保護世帯3世帯3人。(2)不認定世帯数及び児童数、8世帯9人。3認定開始日は、令和6年1月16日でございます。詳細につきましては、別紙のとおりとしまして、お手元に配付しております報告第6号別紙をご覧ください。申請のあった11世帯12人の保護者住所、氏名、勤務先、世帯構成員については、記載のとおりでございます。番号の1番から4番、6番、7番、10番、11番につきましては、需要額に対する所得額の倍率が認定基準の1.3以上となりますので、判定を否としております。判定否以外の該当区分①の児童扶養手当受給、④の経済的理由により、いずれも倍率が1.3未満であるため判定を可としてございます。なお、こちらの資料につきましては、個人情報に掲載されておりますので、委員会終了後、回収をさせていただきます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第6号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第6号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第7号新十津川町総合健康福祉センター個別施設計画の策定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書11ページをお開き願います。内容は、お手元に配付しております別冊の新十津

川町総合健康福祉センター個別施設計画、そちらの1ページをお開き願います。第1章、計画の概要の1計画策定の背景と目的でございます。全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、国は、平成25年にインフラ長寿命化計画を策定しております。町では、平成29年3月に新十津川町公共施設等総合管理計画を策定し、各施設の具体的な維持管理方法を示すものとして、施設類型ごとの個別施設計画を策定することとしているため、本計画は、総合健康福祉センターの個別施設計画となるもので、総合健康福祉センターに求められる機能や役割を適切に維持するため、施設の維持管理、修繕、更新等の計画的な進め方の方針を明確にすることを目的として策定するものでございます。2対象施設と計画期間は、本計画の対象施設は、総合健康福祉センター及びこれに付随して機能する車庫棟で、計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間でございます。3計画の位置付けは、本計画は、個別施設計画という位置づけになりますが、新十津川町公共施設等総合管理計画は、町の最上位計画である新十津川町第6次総合計画と連携することで実効性を高めることとしてございます。2ページ、3ページをお開きください。2ページ下段、4の進行管理につきましては、対象施設の維持管理は、教育委員会が所管し、工事に関する契約事務や施工監理については、建設課と連携して行います。経常的な維持管理費用、臨時的な修繕等費用を継続的に記録するとともに、修繕の履歴と評価に基づき、長期的な計画を随時見直しながら進めてまいります。3ページの第2章、施設の概要につきましては、総合健康福祉センター及び車庫の建物概要、施設の機能と役割、現時点の劣化状況と載せてございます。4ページ、5ページをお開きください。こちらには、総合健康福祉センターの位置図と平面図を載せてございます。6ページ、7ページをお開き願います。第3章、施設の管理方針としまして、新十津川町公共施設等総合管理計画においては、壊れてから修繕する事後保全、それと壊れる前に手当てする予防保全をコスト面から比較し、予防保全優位の施設については、予防保全による長寿命化を図ることとしております。総合健康福祉センターの管理につきましては、予防保全を基本として、建物としての機能はもちろん、美観についてもできる限り適切な状態を維持するとともに、その時々ニーズに合った機能改善を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。1施設の目標使用年数につきましては、建物の寿命を想定する1つの目安として法定耐用年数がございますが、適切な維持管理により長寿命化を図って、可能な限り耐用年数を延ばしてまいります。目安となる目標使用年数につきましては、総合健康福祉センター、車庫ともに60年から80年と設定をしております。2解体、建替えの判断基準につきましては、目標使用年数を経過したとき、あるいは経年劣化が著しくなった場合は、解体、建替えをすることになりますが、解体、建替えの判断は、物理的、経済的及び機能的な観点で行うこととし、解体、建替えを見込む時期の10年程度前から準備、計画を始めることとしてございます。3修繕の基本方針は、修繕予算は、町総合計画の実施計画に計上して措置をしていますが、ほかの建設事業や財政状況などを考慮して、実施を延伸せざるを得ない場合も想定されるため、中長期的な修繕、更新計画を作成して将来の見通しを示し、確実に実施できるように努めます。部位により建物の安全性や機能性に及ぼす影響が異なることから、部位の重要度によるグループ分けを行い、グループごとの修繕の考え方を表のとおり定めてございます。最後のページ、8ページをご覧ください。4の対策費用は、施設の機能を保持するために必要な機械設備等については定期的な点検、保守管理を適切に行った上で必要な修繕、予防保全的に部品交換を行うための予算を計上してまいります。5日常の管理は、異常の発見に努め、微細な損傷であっても早めに補修し、建物をより長く美しく保つことができるよう、適切な管理を行います。また、冷暖房設備などの経済的、効果的な運用方

法や、各種保守管理業務の内容、手順のマニュアルを作成し、見える化することで遺漏のない適切な管理を行ってまいります。最後6カーボンニュートラルへの取組みにつきましては、地方公共団体が管理する公共施設におけるカーボンニュートラルへの取組みは、今後より一層重要なものになっていくと考えられますので、環境への配慮と経済効率の向上を図ってまいります。以上が総合健康福祉センター個別施設計画の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎鎌田事務局長

こちらにつきましては、学校教育施設、まあ社会教育施設が令和3年3月に、施設の長寿命化計画ということで策定をしております。ゆめりあにつきましても、今後大規模な改修ですとか修繕等を行っていく可能性がありますけれども、その際にこういった個別の施設計画がなければ財政的な支援ですとか援助が受けられないことにもなりますので、今回改めて個別のゆめりあの計画を策定させていただくものでございます。

◎久保田教育長

今ほどの追加説明を踏まえまして、質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第7号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第7号新十津川町総合健康福祉センター個別施設計画の策定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第8号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、1世帯1人、小学生1人でございます。2認定状況は、お手元に配付しております報告第8号別紙を併せてご覧ください。認定世帯数及び認定児童生徒数は、準要保護世帯1世帯1人、小学生1人でございます。認定の基準は、就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして、こちらも一定基準の所得額での算定ということになっており、生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍に満たない場合は認定、1.3以上の場合は不認定という基準を定めておりますけれども、倍率が1.3未満であるため、判定を可としてございます。3の認定開始日は、令和6年1月1日でございます。こちら、年度の中途に今回申請がご

ございました。中途の申請があった月から開始となります。本認定の申請は、1月下旬でございましたので、今回、認定したあとの追加で、報告議案とさせていただきますので申し添えさせていただきます。なお、こちらも別紙につきましては、個人情報記載されておりますので、委員会終了後に回収をさせていただきます。以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

第8号について、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第8号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第8号令和5年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和6年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時15分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員